

# 経 済 産 業 省

20180731 貿 局 第 2 号  
輸出注意事項 30 第 20 号  
経済産業省貿易経済協力局

「台湾を仕向地とする特定有害廃棄物等の輸出承認について」（平成18年3月27日付け輸出注意事項18第9号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成30年8月20日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「台湾を仕向地とする特定有害廃棄物等の輸出承認について」の一部改正について

「台湾を仕向地とする特定有害廃棄物等の輸出承認について」（平成18年3月27日付け輸出注意事項18第9号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成30年10月1日から施行する。

「台湾を仕向地とする特定有害廃棄物等の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「台湾を仕向地とする特定有害廃棄物等の輸出承認について」（平成18年3月27日付け輸出注意事項18第9号）

改正後	現 行
<p>1 適用地域 適用地域は、台湾とする。</p> <p>2 適用品目 適用品目は、輸出貿易管理令別表第2の35の2の項（1）に掲げる貨物（<u>特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律</u>（平成4年法律第108号。以下「<u>バーゼル法</u>」という。）第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等（<u>バーゼル法第2条第1項第1号ロ及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令</u>（平成30年環境省令第12号。以下「<u>バーゼル省令</u>」という。）第3条に規定する物とする。以下「<u>特定有害廃棄物等</u>」という。))とする。 <u>なお、仮に陸揚げした貨物であって有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「<u>条約</u>」という。）第8条又は第9条2の規定に基づき我が国が通報を行ったものであり、かつ、台湾を仕向地とするもの（<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</u>（昭和45年法律第137号。以下「<u>廃掃法</u>」という。）第2条第1項に規定する廃棄物については、同法第10条第2項（同法第15条の4の7第1項において準用する場合を含む。）に規定する者が輸出しようとする場合に限る。）は承認を要しない。</u></p> <p>3 輸出承認申請 (1) 提出書類 特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、輸出承認申請の際には①から⑩までの書類を提出するものとする。また、輸出承認後、貨物を通関する際は、各通関前に ⑫及び⑬の書類を提出するものとする。 ① 輸出承認申請書 2通 ② 申請者に関する次の書類 1通 イ 登記簿の謄本(申請者が法人である場合に限る。) ロ 住民票の写し(申請者が個人である場合に限る。) (注) 上記②の書類は、輸出承認の申請実績が無い場合又は前回申請時まで提出した当該書類に記載された事項に変更が生じた場合に限る。 ③ 申請の理由に関する次の書類 各1通</p>	<p>1 適用地域 適用地域は、台湾とする。</p> <p>2 適用品目 適用品目は、輸出貿易管理令別表第2の35の2の項（1）に掲げる貨物（<u>特定有害廃棄物等の輸出入に関する法律</u>（平成4年法律第108号。以下「<u>法</u>」という。）第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等（以下「<u>特定有害廃棄物等</u>」という。))とする。 <u>なお、特定有害廃棄物等の具体的な範囲については、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第1号イに規定する物（平成10年環境庁・厚生省・通商産業省告示第1号。以下「<u>告示</u>」という。）及び有害廃棄物等の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（平成5年条約第7号。以下「<u>条約</u>」という。）</u> <u>附属書Ⅱを参照のこと。</u></p> <p>3 輸出承認申請 (1) 提出書類 特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、輸出承認申請の際には①から⑮までの書類を提出するものとする。また、輸出承認後、貨物を通関する際は、各通関前に ⑯及び⑰の書類を提出するものとする。 ① 輸出承認申請書 2通 ② 申請者に関する次の書類 1通 イ 登記簿の謄本(申請者が法人である場合に限る。) ロ 住民票の写し(申請者が個人である場合に限る。) (注) 上記②の書類は、輸出承認の申請実績が無い場合又は前回申請時まで提出した当該書類に記載された事項に変更が生じた場合に限る。 ③ 申請の理由に関する次の書類 各1通</p>

- イ 輸出承認申請理由書（申請理由書様式によるもの）
- ロ 輸出される特定有害廃棄物等を環境上適正かつ効率的な方法で処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しないとの理由で申請を行う場合には、申請者がそのように判断した根拠を示した書類
- ハ 輸出される特定有害廃棄物等が台湾において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合には、処分者が台湾において当該特定有害廃棄物等を再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要としている旨の宣言書
- ④ 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し 1通
- ⑤ 申請者が輸出しようとする特定有害廃棄物等の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施する経理的基礎を有することを証する次の書類（注1）（注2） 各1通
- イ 資金調達方法示す書類、貸借対照表、損益計算書（前年度のもの）
- ロ 次の計算式で算出される費用に関する見積り等を示す書類及び当該費用を支払うことができる能力を有することを証する銀行保証、保険又はその他の書類  
<計算式>  
$$FG = (C_T + C_{RD} + C_S) \times Q \times F$$
FG：資力保証の金額  
C<sub>T</sub>：運搬単価（輸出先国から我が国への1トン当たりの運搬費用）  
C<sub>RD</sub>：処分単価（我が国処分施設での1トン当たりの処分費用）（※）  
C<sub>S</sub>：保管単価（輸出先港又は輸出先処分施設での1トン当たりの90日分保管費用）  
Q：輸出特定有害廃棄物等の量（トン）  
F：安全係数（1.2）  
（※）処分単価がマイナス（有価物）の場合は、0として計算する。
- ⑥ 申請者、輸入者、運搬者及び処分者の間の、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約書又はその契約を証するに足る書類の写し 1通（削除）
- （削除）

- イ 輸出承認申請理由書（申請理由書様式によるもの）
- ロ 輸出される特定有害廃棄物等を環境上適正かつ効率的な方法で処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しないとの理由で申請を行う場合には、申請者がそのように判断した根拠を示した書類
- ハ 輸出される特定有害廃棄物等が台湾において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合には、処分者が台湾において当該特定有害廃棄物等を再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要としている旨の宣言書
- ④ 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し 1通
- ⑤ 申請者、運搬者及び処分者が輸出、運搬又は処分を確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力を有することを証する次の書類（申請日の前年度のもの） 各1通（⑦に該当する場合を除く。）
- イ 申請者にあつては資金調達方法、貸借対照表、損益計算書、再輸入又は代替措置を実施する際の経費に関する見積り等を示す書類
- ロ 運搬者又は処分者にあつては、資本金、売上高等に関する書類
- ⑥ 申請者、輸入者、運搬者及び処分者の間の、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約書又はその契約を証するに足る書類の写し 1通
- ⑦ 台湾が特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の金銭的保証を講じることを義務付けている場合には、当該措置を講じたことを証明する書類の写し 1通
- ⑧ 特定有害廃棄物等の排出事業場の名称、所在地、排出施設及び排出工程に関する

(削除)

(削除)

(削除)

- ⑦ 環境の保全の観点から確認を必要とする次の書類（注3）（注4） 1通
- a) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が台湾において禁錮以上の刑に処せられ、又は環境関連法令の規定により罰金の刑に処せられたことがある場合にあっては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していることを誓約する書面
  - b) 台湾における環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないことを誓約する書面
  - c) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書
  - d) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が個人である場合には、資産に関する調書
  - e) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする施設の処分能力及び直前

書類 1通

- ⑨ 特定有害廃棄物等の運搬の手段及び経路（輸出入地点）の詳細を記載した貨物のフロー図 1通
- ⑩ 特定有害廃棄物等の処分（特定有害廃棄物等の処分に伴って生ずる残滓の処分を含む。）に関する次の書類 各1通
- イ 処分のための施設の種類、設置場所、処分能力、処分方式、処分工程図、年間処理計画、過去の実績
  - ロ 処分のための施設の構造の平面図、立面図、断面図及び設計計算書（最終処分場にあつては、周辺の地形、地質、地下水の状況を示す書類）
  - ハ 処分者又は処分のための施設に対する公的な許可等の書類がある場合は当該書類
  - ニ 特別な取扱いの指示
- ⑪ 台湾における特定有害廃棄物等の処分（特定有害廃棄物等の処分に伴って生ずる残滓の処分を含む。）に関する規制及び環境保全対策に関する次の書類 各1通
- イ 台湾における環境関連規制の遵守の状況
  - ロ 大気汚染防止対策（排ガスの処理方法、排ガスの量及び性状）、水質汚濁防止対策（排水の処理方法、排水の量及び性状、放流の方法、放流先の水質の状況）等の環境保全対策
  - ハ その他の環境保全上の対策であつて、環境保全上適正な方法で処分されると処分者（処分に伴って生じたものの処分者を含む。）が評価している根拠となる情報

(新規)

3年間の処分実績並びに当該特定有害廃棄物等の処分計画に関する書類

f) 輸出に係る特定有害廃棄物等の性状を明らかにする書類

g) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする施設の概要に関する書類

h) 輸出に係る特定有害廃棄物等を生じた施設の排出工程図

i) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする施設の構造を明らかにする平面図、立面図、構造図、処分工程図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

j) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずる排ガス、排水及び残さの処分を行おうとする全ての施設に関する施設の処分能力及び施設の処分方式に関する書類

k) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずる排ガス、排水及び残さに含まれる有害物質の濃度を記載した書類

l) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が台湾において必要な許可等を受けていることを証する書類

m) 特定有害廃棄物等の処分に關して遵守すべき台湾の法令を記載した書面

n) その他条約の的確かつ円滑な実施及び台湾における人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていることを示す書類

o) その他必要と認められる書類

⑧ 適用品目についての輸出承認の申請をしようとする者の署名のある次の書類  
各1通

イ 有害物質の含有の程度及び有害特性の内容を示す書類

ロ 条約附属書Ⅰ及びⅡの該当するY番号、条約附属書Ⅲの該当するH番号、告示における該当箇所及び国際連合分類区分

⑨ 廃掃法 第2条第1項に規定する廃棄物に該当する場合は同法第10条第1項（同法第15条の4の6第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく環境大臣の輸出の確認書（同法第10条第2項（同法第15条の4の6第1項において準用する場合を含む。）に規定する者が輸出しようとする場合を除く。）の写し  
1通

⑩ 別紙1に示す書類 1通

⑪ その他必要と認められる書類

⑫ 台湾との輸出に係る移動書類（写）届出書（別紙2）

⑬ 移動書類の写し（平成17年12月26日付け経済産業省・環境省告示第12号

⑫ 適用品目についての輸出承認の申請をしようとする者の署名のある次の書類  
各1通

イ 有害物質の含有の程度及び有害特性の内容を示す書類

ロ 条約附属書Ⅰ及びⅡの該当するY番号、条約附属書Ⅲの該当するH番号、告示における該当箇所及び国際連合分類区分

⑬ 適用品目が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物に該当する場合は同法第10条第1項（同法第15条の4の7第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく環境大臣の輸出の確認書（同法第10条第2項（同法第15条の4の7第1項において準用する場合を含む。）に規定する者が輸出しようとする場合を除く。）の写し 1通

⑭ 別紙1に示す書類 1通

⑮ その他必要と認められる書類

⑯ 台湾との輸出に係る移動書類（写）届出書（別紙2）

⑰ 移動書類の写し（平成17年12月26日付け経済産業省・環境省告示第12号

の2 (5) に基づくもの。) (別紙3)

(注1) 分析試験 (経済開発協力機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定第II章D (1) (c) に基づく分析試験をいう。以下同じ。) を行うためのものの場合は、上記⑤の書類の提出を要しない。

(注2) 台湾が特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の金銭的保証を講じることを義務付けている場合には、上記⑤の書類に代えて、当該措置を講じたことを証明する書類の写し (3通) を提出することができる。

(注3) 廃掃法第10条 (同法第15条の4の7第1項において読み替えて準用する場合を含む。) の環境大臣の確認を受けた者による当該確認に係る特定有害廃棄物等の輸出の場合は、上記⑦の書類の提出を要しない。

(注4) 分析試験を行うためのものの場合は、上記⑦の書類に代えて、以下の書類を提出することとする。

イ 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が台湾において禁錮以上の刑に処せられ、又は環境関連法令の規定により罰金の刑に処せられたことがある場合にあつては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していることを誓約する書面

ロ 台湾における環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないことを誓約する書面

ハ 輸出に係る特定有害廃棄物等の分析試験の目的、方法、工程図及び期間を記載した書類

ニ 輸出に係る特定有害廃棄物等の量が分析試験に必要な最小限度のものであることを証する書類

ホ 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずる残さの処分方法を記載した書類

ヘ その他条約的確かかつ円滑な実施及び台湾における人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていることを示す書類

ト その他必要と認められる書類

(注5) 3 (1) 提出書類のうち、契約書等が英語以外の外国語の場合には、和訳又は英訳したもの (任意様式) を添付のこと。

(2) 提出先

上記 (1) の書類については、次に掲げる表の「貨物の種類」の区分に応じ、右欄に掲げる「提出先」に提出するものとする。

の2 (5) に基づくもの。) (別紙3)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(2) 提出先

上記 (1) の書類については、次に掲げる表の「貨物の種類」の区分に応じ、右欄に掲げる「提出先」に提出するものとする。

貨物の種類	提出先
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室の所管に係るもの（農林畜水産物、飲食品及び農業に関するもの）	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室
対象貨物のうち、上に掲げるもの以外のもの	貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

### (3) 輸出承認の基準

輸出承認は、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認し、次の①から⑧までに該当する場合に限り、行うものとする。

また、適用品目のうち廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であって、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの（上記（1）の⑨）に該当するものについては同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

① 次のいずれかに該当していること。

イ 輸出される特定有害廃棄物等を環境の保全上適正かつ効率的な方法により処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しないこと。

ロ 輸出される特定有害廃棄物等が台湾において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされていること。

② 台湾以外への輸出でないこと。

③ 台湾が輸入を禁止している特定有害廃棄物等の輸出でないこと。

④ 輸出について台湾から書面による同意を得ていること。

⑤ 輸出される特定有害廃棄物等について環境保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した輸出者と処分者との間の契約の存在につき我が国が台湾から確認を得ていること。

⑥ 次のいずれかに該当すること（分析試験を行うための輸出を除く。）。

イ 台湾において特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の保証が義務付けられている場合には必要な措置が講じられていること。

ロ 輸出者が、輸出しようとする特定有害廃棄物等の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有すること。

⑦ 環境大臣から環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられていることを確認した旨の通知を受けていること。

⑧ その他有害廃棄物の移動及びその処分の規制に関する財団法人交流協会と亜東

貨物の種類	提出先
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室の所管に係るもの（農林畜水産物、飲食品及び農業に関するもの）	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室
対象貨物のうち、上に掲げるもの以外のもの	貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

### (3) 輸出承認の基準

輸出承認は、当該申請が上記3①から⑤までに従って行われたものであることを確認し、次の①から⑧までに該当する場合に限り、行うものとする。

また、適用品目のうち廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であって、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの（上記（1）の⑬）に該当するものについては同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

① 次のいずれかに該当していること。

イ 輸出される特定有害廃棄物等を環境の保全上適正かつ効率的な方法により処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しないこと。

ロ 輸出される特定有害廃棄物等が台湾において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされていること。

② 台湾以外への輸出でないこと。

③ 台湾が輸入を禁止している特定有害廃棄物等の輸出でないこと。

④ 輸出について台湾から書面による同意を得ていること。

⑤ 輸出される特定有害廃棄物等について環境保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した輸出者と処分者との間の契約の存在につき我が国が台湾から確認を得ていること。

⑥ 台湾が特定有害廃棄物等の輸入又は運搬について保険、供託金若しくはその他の保証を義務付けている場合には必要な措置を講じていること。台湾が当該保証を義務付けない場合にあっては、申請者が特定有害廃棄物等の再輸入又は代替措置を確実に実施する経理的能力を有していること。

⑦ 環境大臣から環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられていることを確認した旨の通知を受けていること。

⑧ その他有害廃棄物の移動及びその処分の規制に関する財団法人交流協会と亜東

関係協会との取決めの的確かつ円滑な実施のために必要な事項を満足していること。

#### (4) 輸出承認の条件

輸出承認を行う場合は、次の条件を付すものとする。

- 1 通関前に台湾との輸出に係る移動書類(写)届出書及び移動書類の写しを経済産業大臣に提出すること。移動が複数回にわたる場合は、台湾との輸出に係る移動書類(写)届出書に記載された移動累計数量が本輸出承認証の数量の範囲内であること。
- 2 本輸出承認証により輸出される貨物を運搬する者は、上記1の移動書の原本を携帯し、かつ同書類に記載された内容に従って運搬するよう措置すること。
- 3 本輸出承認証により輸出する貨物が環境上適正な処理がなされないおそれがあるとして経済産業大臣から求めがあった場合には、速やかに経済産業大臣に報告し、その指示に従うこと。
- 4 経済産業大臣が求める場合であって、本輸出承認証により輸出された貨物の処理が終了した場合には、それを証する書類を添付して、経済産業大臣に報告すること。
- 5 本輸出承認証に係る貨物の輸出に関し、変更の必要が生じた場合は、経済産業大臣に届け出てその指示に従うこと。

申請理由書様式 (略)

別紙1 (略)

別紙2 (略)

別紙3 (略)

関係協会との取決めの的確かつ円滑な実施のために必要な事項を満足していること。

#### (4) 輸出承認の条件

輸出承認を行う場合は、次の条件を付すものとする。

- 「1 通関前に台湾との輸出に係る移動書類(写)届出書及び移動書類の写しを経済産業大臣に提出すること。移動が複数回にわたる場合は、台湾との輸出に係る移動書類(写)届出書に記載された移動累計数量が本輸出承認証の数量の範囲内であること。
- 2 本輸出承認証により輸出される貨物を運搬する者は、上記1の移動書の原本を携帯し、かつ同書類に記載された内容に従って運搬するよう措置すること。
- 3 本輸出承認証により輸出する貨物が環境上適正な処理がなされないおそれがあるとして経済産業大臣から求めがあった場合には、速やかに経済産業大臣に報告し、その指示に従うこと。
- 4 経済産業大臣が求める場合であって、本輸出承認証により輸出された貨物の処理が終了した場合には、それを証する書類を添付して、経済産業大臣に報告すること。
- 5 本輸出承認証に係る貨物の輸出に関し、変更の必要が生じた場合は、経済産業大臣に届け出てその指示に従うこと。」

申請理由書様式 (略)

別紙1 (略)

別紙2 (略)

別紙3 (略)